

月形町 第3期地域福祉計画

令和7年度～11年度

第7編 第3期地域福祉計画



令和7年3月

月形町

第7編 第3期地域福祉計画目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1. 計画策定の背景と趣旨	1
2. 地域福祉とは	2
3. 計画の対象者	3
4. 計画の担い手	3
5. 計画の位置づけと期間	4
6. 計画の策定方法	5
(1) 計画の策定	5
(2) 計画策定の体制	5
第2章 地域福祉を取り巻く環境	6
1. 地域福祉を支える活動	6
(1) 行政区・町内会	6
(2) 民生委員・児童委員	6
(3) 月形町社会福祉協議会	7
(4) 福祉関連サービス事業者	8
(5) ボランティア	9
(6) NPO 法人（特定非営利活動法人）	10
2. 地域の交流活動	11
(1) 老人クラブ	11
(2) スポーツ・文化サークル	11
3. バリアフリー化の状況	12
第3章 地域福祉計画の実施状況	13
1. 地域福祉計画の実施状況	13
(1) 福祉のまちの土壌づくり	13
(2) 地域福祉活動の活性化	14
(3) 保健・医療・福祉のネットワークづくり	15
2. 福祉関連事業者ヒアリング	16
(1) 実施要領	16
(2) 社会福祉協議会へのヒアリング結果	16
(3) 高齢者関連事業者へのヒアリング結果	17
(4) 障がい者関連事業者へのヒアリング結果	18
(5) NPO 法人へのヒアリング結果	19
第4章 計画の基本的な考え方	20
1. 基本目標	20

2. 施策の方向性.....	21
(1) 福祉のまちの土壌づくり.....	21
(2) 人にやさしいまちづくりの推進.....	21
(3) 利用者本位のサービス提供体制づくり.....	21
3. 施策体系.....	22

第5章 施策の展開 23

1. 福祉のまちの土壌づくり.....	23
(1) 福祉のこころづくりの推進.....	23
(2) 地域の見守り体制の構築.....	24
(3) 住民活動への支援.....	25
(4) 関係団体への支援.....	26
2. 人にやさしいまちづくりの推進.....	27
(1) 安心・安全のまちづくり.....	27
(2) 生活環境の整備.....	28
3. 利用者本位のサービス提供体制づくり.....	30
(1) 情報提供・相談体制の強化.....	30
(2) 福祉サービスの充実.....	32

第6章 月形町再犯防止推進計画 33

1. 計画策定の背景と趣旨.....	33
2. 計画の位置づけ.....	33
3. 計画の対象者等.....	34
4. 計画の期間.....	34
5. 犯罪の状況.....	34
(1) 刑法犯数の推移.....	34
(2) 再犯率の状況.....	35
(3) 覚醒剤取締法、麻薬取締法、大麻取締法違反件数.....	35
6. 再犯防止への取り組み.....	36
(1) 国、道の取組.....	36
(2) 町の取組.....	36

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景と趣旨

近年、私たちの地域社会の現状は、人口減少や少子高齢化によりこれまでのような支え合い、助け合いの機能が低下し、さらに新型コロナウイルス感染拡大により、直接顔を合わせたコミュニケーションができない時期が数年続いたため、地域住民同士のつながりの弱体化にさらに拍車をかけました。少子高齢化社会の進展や物価が高騰し続ける国内経済の中、本格的な回復は未だ不透明であり、高齢者、障がい者、生活困窮者などの生活上の支援を要する方々は一層厳しい状況におかれています。

こうした社会状況の中で、住民の抱える福祉ニーズも多様化・複雑化し、福祉行政の役割は今まで以上に重要となっており、加えて地域住民の自主的な助け合いや、公的サービスだけでは支援しきれないケースが生じるなど行政や福祉事業所以外の存在意義も益々大きくなっています。

さらには、頻発する自然災害により、日頃から地域社会のつながりと助け合いがいかに大切であるかを災害の報道を目にするたびに改めて認識させられているところです。

本町においては、第3次総合保健福祉計画の中で、基本方針として新たに「ともに支え合う健やかなまちづくり」を掲げました。地域福祉・高齢者福祉・障がい者福祉・児童福祉などの各根拠法令等に基づく福祉施策の展開とともに、社会福祉協議会、町内の福祉関連事業所やNPO法人との連携、町民等の主体的な福祉ボランティア活動や支え合い活動の推進、町全体としてのつながりを強め「地域福祉力」を高めていくことが求められています。

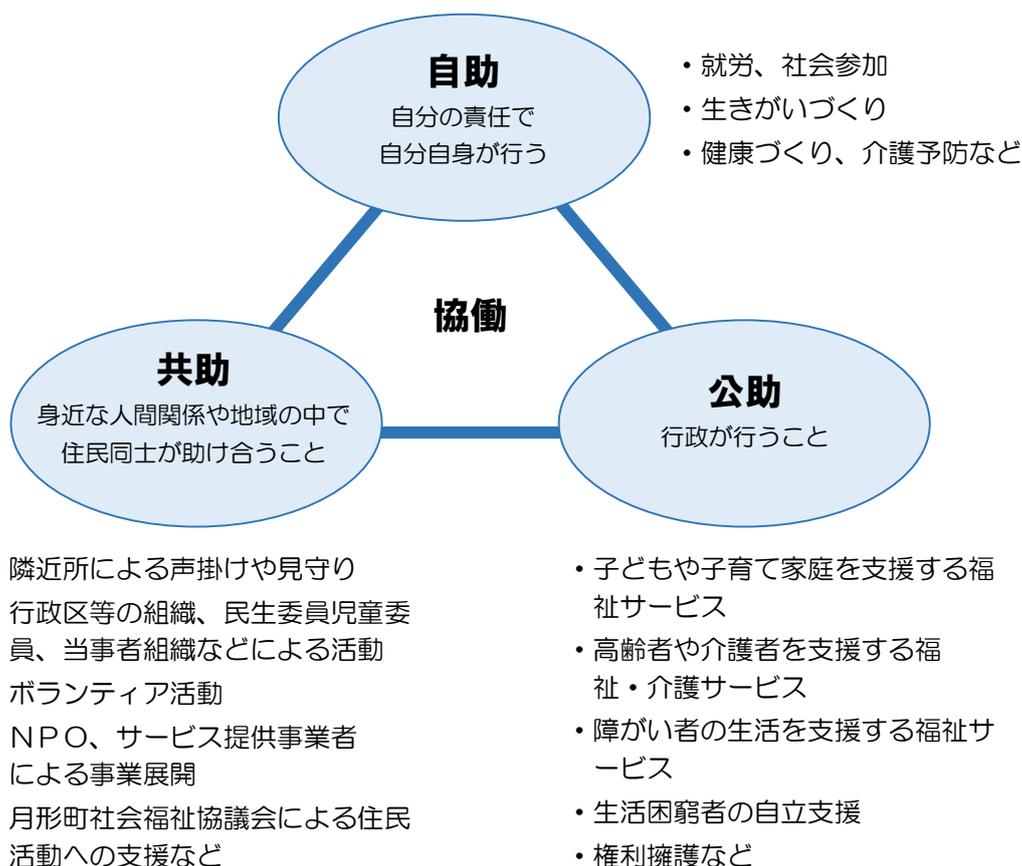
このため、町民だれもがそれぞれ自分らしく、安心していきいきとその地域で暮らすことができるよう、各分野ごとに策定する福祉計画の上位計画として、町全体の地域福祉力を高める方向性を示し、その実現に必要な施策等を取りまとめるために「第3期地域福祉計画」を策定します。

2. 地域福祉とは

私たちが住む地域には、「一人暮らしで話し相手のいないお年寄り」や、「障がいのある方」、「子育てや家族の介護で悩んでいる方」、「働きたくても働けず生活を維持できない方」、「地域で生活するには見守りが必要な方」など、何らかの手助けや支援を必要としている方々も多く住んでいます。また、人と人とのつながりが希薄になる中で、対人的な不安やストレスを感じたり、社会的に孤立するといった問題も生じています。

「地域福祉」（福祉のまちづくり）とは、これらの手助けや支援を必要としている方たちが抱える生活上の様々な課題を、「高齢者」や「障がい者」、「子ども」といった対象者ごとではなく、自分たちが住んでいる「地域」という場所を中心に考え、地域に住む人が互いに思いやりをもって、公的な福祉サービスを利用しながら、ともに支えあい助けあうことで、自立した生活を送るということです。

このため、多様な担い手がそれぞれの特性を活かした役割分担の下に、生活課題の解決にむけて努力していくことが重要であり、自助「自分の責任で自分自身が行う」、共助「身近な人間関係や地域の中で住民同士が助け合うこと」、公助「公的機関が行うこと」が適切に連携し、地域全体で支え合い、助け合うまちづくりを進めることが求められています。



3. 計画の対象者

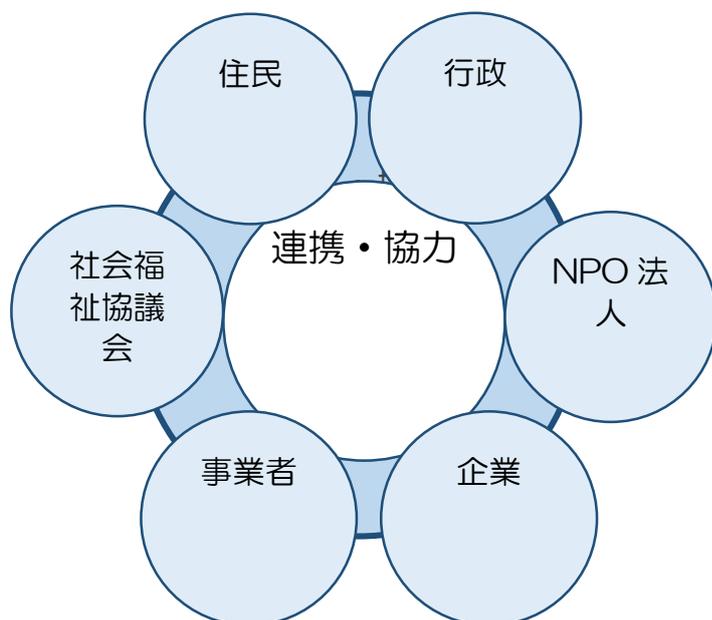
本計画の対象者は、限られた支援の必要な方のみではなく、月形町に住む全ての住民となります。

その中では、生活に支援を必要とする高齢者や障がい者、生活困窮者またその方のご家族、子育て中の方などはもちろんのこと、年齢、性別、国籍などに関わりなく、地域に住むすべての人が対象となります。

4. 計画の担い手

本計画の担い手、すなわち地域福祉の担い手は、対象者と同じく、地域住民すべてとなりますが、次のような各組織を中心としてとらえることが考えられます。

例として、行政区・町内会、住民団体、ボランティア団体、といった住民主体の活動団体があげられます。また、行政と社会福祉協議会はもちろんのこと、民生委員児童委員、社会福祉の事業者、NPO法人、企業なども重要な担い手となるため、関係団体相互の協力をしていく必要があります。



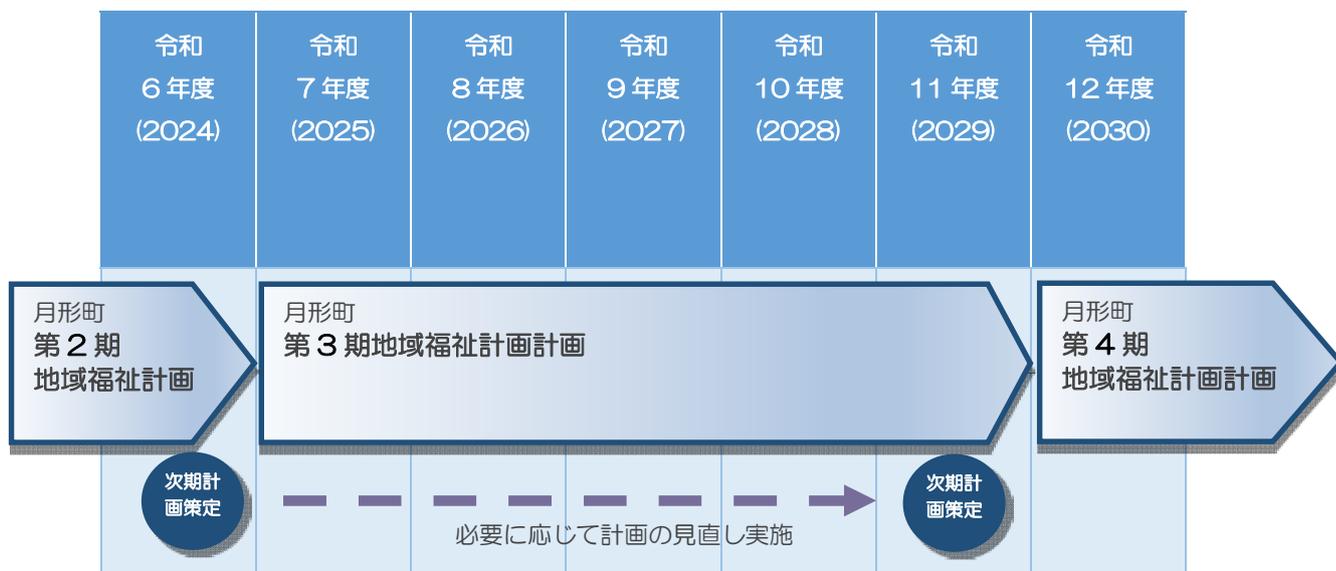
5. 計画の位置づけと期間

本計画は、社会福祉法第 107 条に規定されている市町村地域福祉計画に該当するとともに、「第 3 次総合保健福祉計画」で掲げる基本方針「ともに支え合う健やかなまちづくり」を具体化する計画の一つとなります。

子ども、高齢者、障がい者など対象者毎に策定される福祉分野等計画を自助、共助、公助による「協働」という理念のもとに、有機的につなげ、発展させる役割を担います。

住民、地域、各種団体、社会福祉協議会、関係機関、行政等が連携して地域福祉を推進していく指針となります。なお、具体的な取組みについては、月形町社会福祉協議会が策定する「地域福祉実践計画あすましプラン」と連携を図り、進めていきます。

本計画は、第 1 期計画、第 2 期計画ともに 10 年の計画期間としていましたが、近年の情勢変化の早さや、人口減少・少子高齢化の進行による求められる福祉の変化等に備え、第 3 期計画は令和 7 年度を初年度とし、令和 11 年度を目標年度とする 5 か年計画です。なお、関連計画との整合や社会情勢及び制度の動向を踏まえ、計画期間内においても必要に応じて見直しを行うものとします。



6. 計画の策定方法

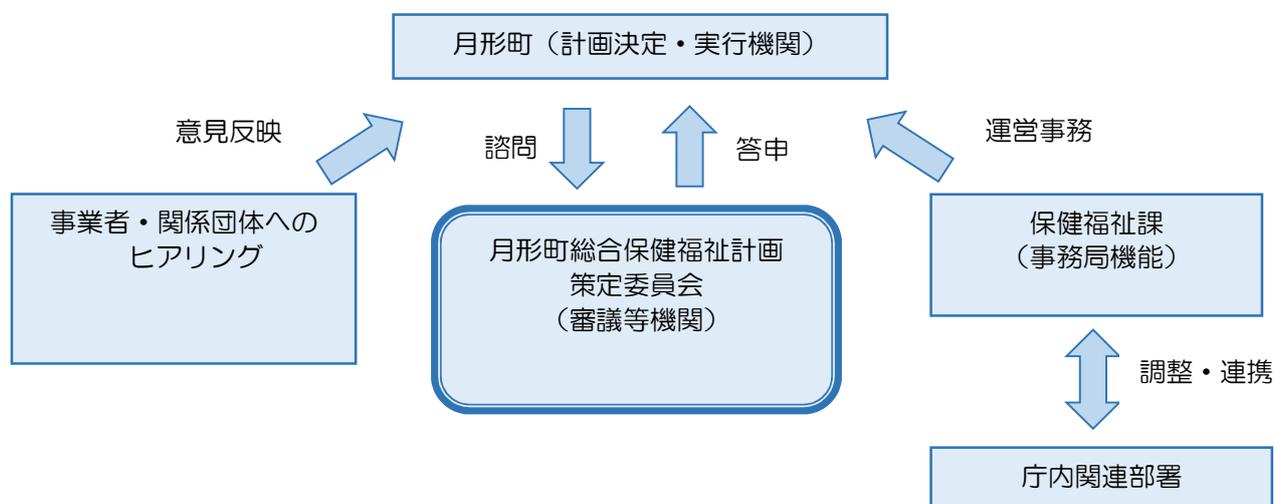
(1) 計画の策定

本計画の策定にあたっては、障がい者福祉事業、子育て支援事業、生活困窮者支援事業、高齢者福祉事業及び介護保険事業の担当部門である保健福祉課を中心として、計画の評価及び見直しを行うとともに、計画策定の参考とするため関係機関へのヒアリングを実施し、町民の意見を反映させるため、学識経験者、保健医療関係者、福祉関係者、被保険者等の構成による計画策定委員会を設置し、計画内容の審議を行いました。

(2) 計画策定の体制

月形町は、月形町総合保健福祉計画策定委員会の意見を踏まえ、計画を決定します。月形町総合保健福祉計画策定委員会は、町の諮問を受けて計画策定とともに、計画の推進にかかる調査及び審議を行い、運営は保健福祉課が行います。

計画策定及び事業実施にあたっては、町民、関係者等の意見を聴くものとします。



第2章 地域福祉を取り巻く環境

1. 地域福祉を支える活動

(1) 行政区・町内会

本町では、現在、13行政区40の町内会が活動しています。各行政区・町内会は会員相互が助け合い、協力し合って、明るく住みよいまちづくりのために、広報、社会福祉、環境美化、防犯・自主防災、文化・レクリエーション活動など幅広い役割を担い、より豊かな地域づくりに自主的に取り組んでいます。

行政区別町内会数（令和6年12月現在）

行政区名	町内会数	町内会名	行政区名	町内会数	町内会名
札比内第1	3	札比内2、新宮1、新宮2	赤川	3	赤川1・赤川3・赤川4
札比内第2	3	新富1、新富2、豊ヶ丘	市北	7	市北1、3、4、5、6、8、9
札比内第3	1	札比内3・南札比内3	市南	6	市南1・2、3、4、5、こすもす、麻生
札比内第4	1	南札比内2	南耕地昭栄	6	南耕地1、2、3、月ヶ杜、中野、昭栄
札比内第5	1	南札比内1	知来乙	3	知来乙1&3（合併）、2、北郷
北農場第1	2	第1、第2	中和	3	中和1町内会、中和2町内会、中和3町内会
北農場第2	1	北農場2	合計	40	

(2) 民生委員・児童委員

本町では、14名の民生委員・児童委員と2名の主任児童委員が活動しています。

民生委員・児童委員の活動は、身近な地域の中で困っている方や援助を必要とする方々の相談を行い、支援することです。その対象は高齢者や障がい者から、児童に関する問題まで幅広く、地域と行政機関のパイプ役として活動し、定期的に行政と情報交換をしています。

(3) 月形町社会福祉協議会

月形町社会福祉協議会は、社会福祉法に規定された地域福祉を推進する団体です。主に、社会福祉に関する活動への住民参加のための援助を行うとともに、訪問介護など高齢者向けサービスや福祉有償運送をはじめとする生活支援サービス、ボランティア活動のとりまとめなどの様々な活動を行っています。これらの活動を積み重ねながら、誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりに取り組んでいます。

月形町社会福祉協議会の会員数推移(各年4月現在)



資料：月形町社会福祉協議会

(4) 福祉関連サービス事業者

本町には、高齢者福祉サービス、障がい福祉サービス、児童福祉サービスの提供や、生活困窮支援のため、多くの事業者が、町と連携しながらサービスの提供を通じて地域福祉の向上に貢献しています。

法人名	事業所名	提供サービス
高齢者福祉サービス		
社会福祉法人 月形町社会福祉協議会	月形町社会福祉協議会	福祉有償運送、 配食サービス、見守り
	はーとふるつきがた	訪問介護
社会福祉法人 藤の園	月形藤の園特養部	介護老人福祉施設 短期入所
	月形藤の園養護部	養護老人ホーム
社会福祉法人 月形福祉会	月形愛光園	介護老人福祉施設 短期入所
医療法人 讃生会	月形緑苑	介護老人保健施設、 短期入所、居宅介護支援、 訪問リハビリテーション、 通所リハビリテーション
合同会社 グッド・フィーリア	雪割草	居宅介護支援
障がい福祉サービス ※★印は障がい児も対象		
社会福祉法人 月形町社会福祉協議会	月形町社会福祉協議会	活動支援センター、 移動支援、福祉有償運送、 見守り
	はーとふるつきがた	★居宅介護、★重度訪問介護、 ★行動援護、★同行援護
社会福祉法人 雪の聖母園	障がい者支援施設 雪の聖母園	施設入所支援、生活介護、 就労継続支援 B 型、グループホーム、★ショートステイ、★日中一時
	相談支援事業所 ピンクルム	★相談支援
社会福祉法人 札親会	つきがた友朋の丘	施設入所支援、生活介護、 グループホーム、★日中一時
NPO 法人サトニクラス	サトニクラス酵母	就労継続支援 A 型
児童福祉サービス		
社会福祉法人 雪の聖母園	月形町花の里こども園	幼児保育、子育て支援
生活困窮支援		
NPO 法人コミュニティ ワーク実践センター	そらち生活サポートセンター	生活困窮者支援

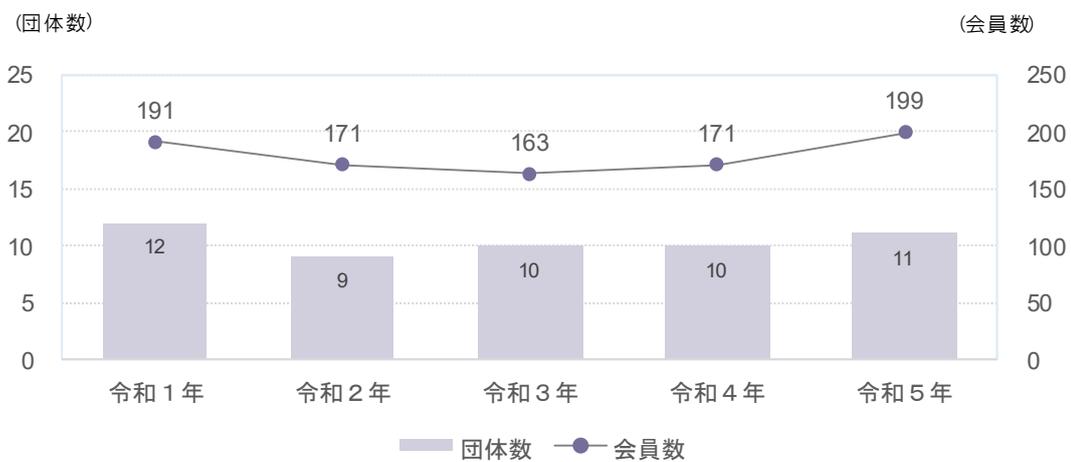
(5) ボランティア

本町では、月形町社会福祉協議会が運営するボランティアセンターが中心となって、町内でのボランティア活動を行っています。

令和5年度の登録ボランティア団体数は11団体、会員数は199名となっており、福祉施設での奉仕活動やイベント協力、サロン活動などを行っています。

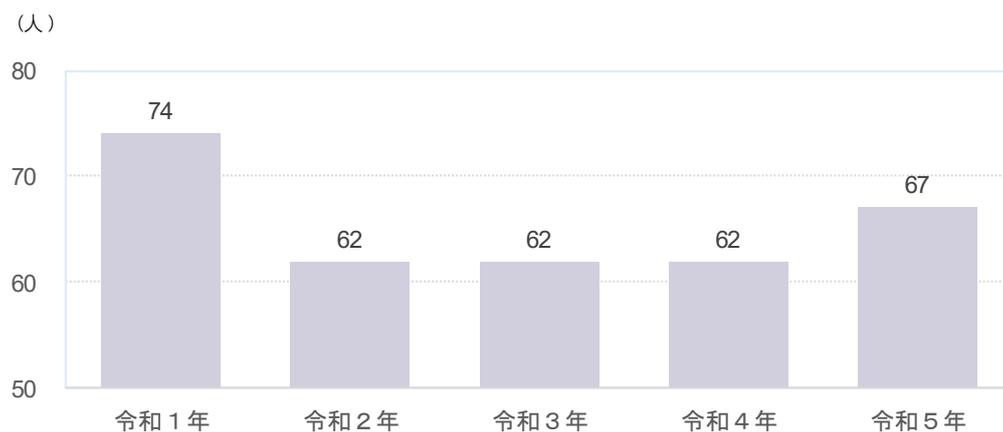
個人ボランティアの登録数は徐々に増加しており、令和5年度末時点で67名となっています。

ボランティア団体と会員数の推移(各年4月現在)



資料：月形町社会福祉協議会

個人ボランティアの推移



資料：月形町社会福祉協議会

(6) NPO 法人（特定非営利活動法人）

「NPO」とは「NonProfit Organization」または「Not for Profit Organization」の略称で、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し収益を分配することを目的としない団体の総称です。非営利の活動だけではなく、収益を目的とする営利事業を行うことも認められており、事業で得た収益は様々な社会貢献活動に充てられています。

現在は、町内では「コミュニティワーク研究実践センターそらち生活サポートセンター」および「サトニクラス酵房」が就労に関わる地域コミュニティ事業を中心に活動を行っています。

月形町内の NPO 法人

名 称	活動概要
コミュニティワーク研究実践センターそらち生活サポートセンター	一般就労に困難を抱える若者を社会、地域全体で支え、新たな就労等を作り出す地域コミュニティ事業を実施しています。また、空知総合振興局から「生活困窮者自立支援事業」を受託し、生活困窮者の自立支援を行っています。
サトニクラス酵房	就労支援事業所として農業と福祉をつなぐ実験事業を展開、漬物作り、野菜作り、販売、イベント参加などを行っています。

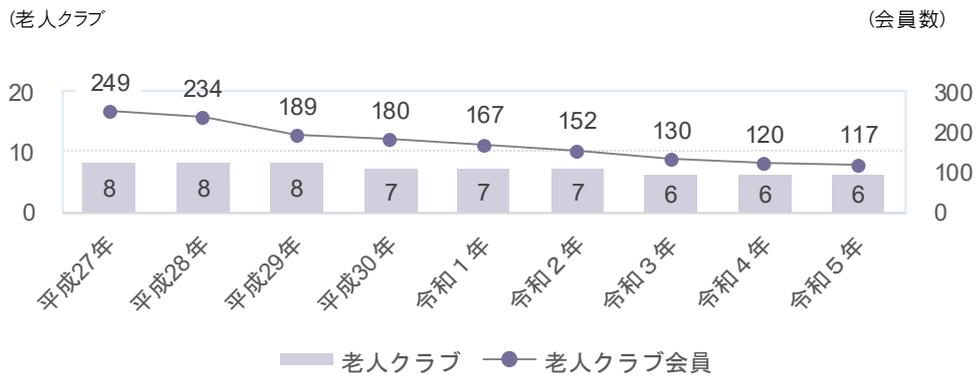
2. 地域の交流活動

(1) 老人クラブ

老人クラブは地域を基盤とする高齢者の自主的な団体で、高齢者の生きがいつくりや健康づくりのために活動しています。

本町では、単位老人クラブ数が6クラブ（うち老人クラブ連合会所属は5クラブ）活動していますが、高齢化などを背景に会員数は年々少なくなってきました。

老人クラブと会員数の推移（各年4月現在）

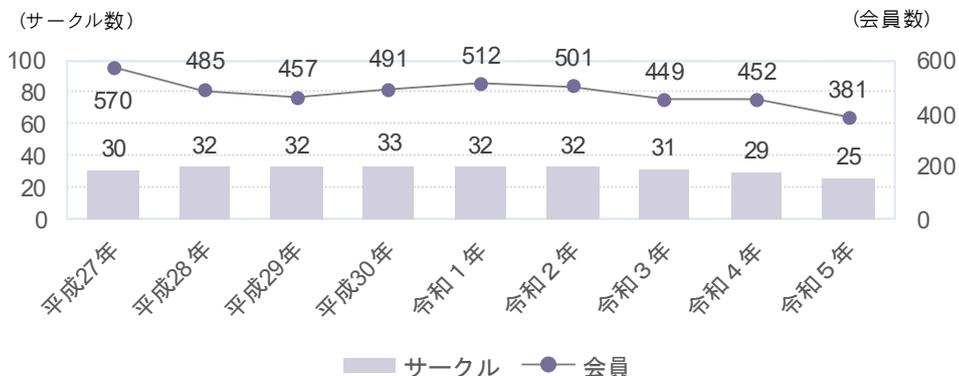


資料：月形町保健福祉課

(2) スポーツ・文化サークル

本町では、各種スポーツや囲碁・将棋などのサークルが活動しており、令和5年は25サークル、381人の会員が活動を行っています。

サークル数と会員数の推移（各年4月現在）



資料：月形町教育委員会

3. バリアフリー化の状況

分類	施設名	バリアフリー化の状況（○：設置されている場所）				
		手すり	エレベーター	障がい者対応トイレ	スロープ（出入口）	障がい者用駐車場
町の機関・施設	役 場	○		○	○	○
	町立病院	○	○	○	○	○
	保健センター	○		○	○	
観光・スポーツ・集会施設等	月形樺戸博物館	○	○	○	○	
	総合体育館	○		○	○	○
	月形温泉ゆりかご（湯里花郷）	○		○	○	○
	道の駅	○		○	○	○
	はな工房	○	○	○	○	○
	多目的アリーナ				○	
	図書館	○			○	
	月形町交流センター「つき・あえ〜る」			○	○	○
	多目的研修センター	○		○	○	
	札比内コミュニティセンター			○	○	
	南地区広域集落会館	○		○	○	
	教育・保育施設・学校等	月形小学校	○		○	○
月形中学校		○		○	○	
月形高等学校		○		○	○	○
花の里こども園				○	○	
学童保育所 きららクラブ						

※令和6年12月現在

第3章 地域福祉計画の実施状況

1. 地域福祉計画の実施状況

本町では、平成27年度から令和6年度までの10年間、第2期地域福祉計画を推進してきました。計画の推進にあたっては、月形町社会福祉協議会をはじめ福祉サービス事業者や、NPO法人、民生委員児童委員、地域住民との連携・協力体制のもと施策・事業を展開し、環境づくりや連携体制づくりの面で成果を挙げてきました。また、「福祉の意識づくり」といった目に見えない部分においても、徐々にではありますが町民に浸透してきていると考えています。地域福祉計画における、これまでの主な実施状況は次の通りとなっています。

(1) 福祉のまちの土壌づくり

施策の方向	事業の概要	計画期間の実施状況
福祉の こころづくりの推進	支えあう意識の高揚	<ul style="list-style-type: none"> ○地域で支え合う意識を高めるため、行政区に見守り事業にかかる交付金を交付しました。 ○「せわすき・せわやき隊」による朝のあいさつ活動を実施しました。 ○社会福祉協議会による地域福祉ネットワーク推進協議会会議を開催し、地域の課題把握や情報共有を図りました。 ○障がい者自立支援ネットワーク会議を開催しました。 ○地域ケア会議を開催し、関係者間で情報共有しました。 ○高齢者等生活支援協議会を開催し、高齢者の生活支援について協議しました。
	福祉の担い手の育成	<ul style="list-style-type: none"> ○道徳教育の充実により、思いやりの心や支え合う心の醸成を図りました。 ○福祉の講話や福祉施設での体験活動を行いました。 ○小中学校において、福祉総合学習を実施し福祉現場での体験学習を行いました。 ○社会福祉協議会による世代間交流を実施し、交流を通して高齢者とのコミュニケーションを図りました。
人にやさしい まちづくりの推進	障壁のないまちづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ○新しく作られた公共施設はバリアフリー化に対応して建設しました。 ○既存の施設にスロープを設置するなど、バリアフリー化を進めました。 ○住宅の手すり設置等のリフォームに対し、補助金を交付しました。
	安心・安全な まちづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ふれあい見守り事業を社会福祉協議会に委託し、担当者会議で個別の状況について情

施策の方向	事業の概要	計画期間の実施状況
		<p>報共有しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○要援護者名簿を作成し、地域での見守り活動に活用しています。 ○災害など緊急時に支援が必要な人の名簿（災害時要援護者名簿）の更新。 ○運送業者等と連携協定を締結し、防犯に限らず住民の異変等について情報提供してもらう体制をとりました。 ○防犯協会など関係機関と連携し、啓発活動やパトロール活動を行いました。 ○防災をテーマに研修会を実施しました ○災害ボランティアセンター立ち上げのための協定を町と社会福祉協議会で締結しました。

(2) 地域福祉活動の活性化

施策の方向	事業の概要	計画期間の実施状況
地域づくり活動の活性化	既存の地域づくり活動の強化	○社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、行政区、地域住民からの情報を関係機関で共有し、必要に応じて対応してきました。
	新たな地域づくり活動の促進	○現在は、特定非営利活動法人コミュニティワーク研究実践センターと特定非営利活動法人サトニクラスが地域活動を行っています。
福祉ボランティア活動の活性化	ボランティアのすそ野の拡大 (月形町社会福祉協議会が実施)	○ボランティアスクールを開催し、ボランティアについての知識や育成を行いました。 ○ボランティア活動をホームページや広報、フェイスブックで紹介しました。
	活動の活発化の促進 (主に月形町社会福祉協議会が実施)	○町からボランティアセンターの活動に支援を行いました。 ○ボランティアによる会議やミーティングを行い意識の向上等に努めました。 ○短時間から利用できる有償ボランティア制度を実施しました。

(3) 保健・医療・福祉のネットワークづくり

施策の方向	事業の概要	計画期間の実施状況
保健・医療・福祉の ネットワークづくり	社会福祉協議会の組織強化	<ul style="list-style-type: none"> ○社会福祉協議会の一般会員数が令和5年は1,076人となりました。 ○運営に対し補助金を交付しました。
	保健・医療・福祉の ネットワークづくり	<ul style="list-style-type: none"> ○地域包括支援センターが主体となり、地域ケア会議を実施し、関係機関同士で個別ケース検討や、地域課題の把握、町内高齢者の情報共有などを行っています。 ○障がい者自立支援ネットワーク会議を開催し、障がい者に関する情報を関係機関と共有しています。 ○令和3年度から共生のまち推進会議を開催し、福祉事業所の代表者による情報交換を行っています。
利用者本位のサービス 提供体制づくり	情報提供・相談体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ○広報紙、IP告知端末、ホームページを通して情報提供を行いました。 ○障がい・子育て・認知症をまとめたハンドブック、ガイドブックを作成し、配布やホームページに掲載することで詳しい制度周知を行いました。 ○保険料通知の際にサービスに関するチラシの同封や、地域で開催されるサロンや老人クラブの集まりで制度説明を行いました。 ○そらち生活サポートセンターと情報共有による相談支援体制を実施しました。 ○幅広い相談に対応する総合相談会を実施、また弁護士による無料の法律相談を毎月実施しました。 ○地域包括支援センターで高齢者や介護の相談を受け付けました。 <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度 228件 ・令和4年度 260件 ・令和5年度 186件
	利用のための権利の保護	<ul style="list-style-type: none"> ○成年後見制度を事業ホームページで周知しました。 <ul style="list-style-type: none"> 平成28年度 1件 平成30年度 1件 令和元年度 1件 令和3年度 1件

2. 福祉関連事業者ヒアリング

(1) 実施要領

計画策定の参考とするため、月形町社会福祉協議会、高齢者関連事業者、障がい関連事業者、NPO 法人に訪問ヒアリングを行いました。

実施日	令和6年11月1日～13日
ヒアリング対象事業者	<ul style="list-style-type: none">・社会福祉法人 月形町社会福祉協議会・社会福祉法人 藤の園 月形藤の園・社会福祉法人 月形福祉会 月形愛光園・医療法人 讃生会 月形緑苑・社会福祉法人 札親会 つきがた友朋の丘・社会福祉法人 雪の聖母園・特定非営利活動法人 サトニクラス酵母・特定非営利活動法人 コミュニティワーク研究実践センター そらち生活サポートセンター

(2) 社会福祉協議会へのヒアリング結果

分野	意見・要望・課題など
事業所としてサービス提供する際に感じること	<ul style="list-style-type: none">○高齢者の居宅サービス利用が減少し、経営にも影響が出ている。○障がいのある方の生活は、地域での生活を国も進めている。しかし就労事業所の閉鎖やグループホームも広がらず地域移行が進んでいない。地域移行が進まないため、居宅サービスの利用が伸びない。○高齢者のサービスが足りないと感じる。サービス付高齢者住宅やグループホーム利用者は町外へ出てしまう。それができない高齢者は家族が介護を背負っている。○老人クラブに加入する方が少ないため、老人クラブ自体が成り立たなくなっている。
事業所の運営上の課題について	<ul style="list-style-type: none">○高齢者サービス利用者の減少により運営が厳しい。
ボランティアについて	<ul style="list-style-type: none">○町内のボランティアの成り手が少ない。○各職場において、ボランティアについての指導をしてもらいたい。
事業所の人材確保について	<ul style="list-style-type: none">○男性の支援員が足りない状況。○実務を行う人材が足りない状況。○正規職員の応募が少なく業務に支障が出てしまう。
防災に関して	<ul style="list-style-type: none">○有事の際に災害ボランティアセンター立ち上げのための協定を町と進める。○職員の食料や暖房器具などの備蓄している。○災害時は重機などの資材調達のための協定をライオンズクラブと締結している。

地域福祉全般について	<ul style="list-style-type: none"> ○権利擁護の中核機関については、精通した人材が配置されているため、広域での設置を検討してはどうか。 ○成年後見制度の利用は、来ないから無いのではなく、ニーズとしてはある。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ○共通する趣味を持つ方が集まり、活動した方が居場所や人とのつながりが生まれる。
町への意見・要望	<ul style="list-style-type: none"> ○権利擁護と重層的支援体制整備事業について、月形町は相談支援はできている。事業取組の検討を。

(3) 高齢者関連事業者へのヒアリング結果

分野	意見・要望・課題など
事業所としてサービス提供する際に感じる事	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者が転出してしまふ。介護インフラが足りなく、月形町で暮らせないため転出してしまふ要因のひとつではないか。
事業所の運営上の課題について	<ul style="list-style-type: none"> ○施設の設備が老朽化し改修が必要になっている。また、燃料や食材等の物価高騰の影響もあり運営は厳しい状態である。 ○アナログからデジタルの介護への移行を推進し、それに伴う職員のスキルアップを行う。 ○外国人雇用とICT化により少ない人数で効率を上げていく。 ○コロナ感染拡大抑止の資材の備蓄が少なくなってきた。 ○サービスの利用者が年々減少しているため運営が厳しく、将来設計ができない。
事業所の人材確保について	<ul style="list-style-type: none"> ○日本人の人材確保は厳しい。外国人労働者の育成に力を入れていかないと。 ○外国人を雇用できたとしても、1～2年で雪のない地域へ転出してしまふ。 ○外国人雇用も考えるが、外国人の住む住宅が無い。 ○外国人は母国の家族に大半を送金するため、少額で生活しているため、交通費がかかるところでは働いていけない。 ○他の市町との人材の取り合いとなっている。
防災に関して	<ul style="list-style-type: none"> ○食料や暖房のための機材などはある程度備蓄できている。
地域福祉全般について	<ul style="list-style-type: none"> ○常備薬を買いに町外に行かなくてはならなかったり、独居の高齢者は食品購入に不便さを感じている。 ○小さな町に5つも施設があるのだから、施設間での人材派遣も含めて協力できないか。
町への意見・要望	<ul style="list-style-type: none"> ○物価高騰に介護報酬改定が追いついていない。施設改修費の補助などの整備を。 ○外国人労働者に対しても、住民であるので分け隔てなく、助成を受けられるようにしてほしい。 ○コロナクラスター発生時の資材援助をしてもらいたい。 ○中途採用者の住宅確保のため、公営住宅の年齢制限をなくしてほしい。 ○災害時の保存食の提供を希望する。 ○高齢者はインターネットでの買い物難しいので、移動商店や買い物代行サービスの充実が必要と感じる。

(4) 障がい者関連事業者へのヒアリング結果

分野	意見・要望・課題など
事業所としてサービス提供する際に感じる事	<ul style="list-style-type: none"> ○利用者の方が高齢化してきており、親が近くに呼び寄せたくて転出する利用者もいる。また、高齢化による作業生産効率が落ちてきている。 ○利用者の高齢化により、高齢者支援施設への入所を進めている。 ○重度の方の社会参加が難しい。
事業所の運営上の課題について	<ul style="list-style-type: none"> ○報酬改定により経営が少し良くなった。 ○入所からの地域移行が難しくグループホームの数が減っている。 ○利用者の方が、重度化しているため、既入所者の方との共存の難しさから新規入所が受け入れられず利用者の方の数が減っているが、重度の方の支援のため職員数は足りない状態となっている。 ○入所定員を減らした。また就労継続支援を縮小し、生活介護の部分を強化していく。
事業所の人材確保について	<ul style="list-style-type: none"> ○職員の住宅が確保出来ず、札幌などからの通勤者が多い。男性は良いが、女性は通勤に不安を感じ、なかなか採用に至らず足りない状態である。 ○月形町に住む場所がないので、近隣市町に住み通勤している。 ○人材不足の影響をやわらげるためICT化を進め、効果が出ている。 ○女性職員は一部パートさんを雇用しているが、夜勤や遅番には就いていないので、男性職員に負担が偏る。
防災に関して	<ul style="list-style-type: none"> ○ある程度の備蓄品は確保している。 ○コロナ対策資材も系列事業所間で共有している。 ○町外通勤者が多いので有事の際に集まれるか心配。
地域福祉全般について	<ul style="list-style-type: none"> ○障がい児の受け入れについては短期入所や日中一時であれば対応できるかもしれないが、児童通所訓練施設を設置して運営するのは難しい。
町への意見・要望	<ul style="list-style-type: none"> ○ボランティアの方に野外活動の時などサポートしてもらいたい。 ○施設の防災訓練の時に地域の方にも参加してもらいたい。 ○こどもの頃から福祉に関心を持ってもらいたいので、福祉教育に力を入れてほしい。 ○グループホームのサテライト型を導入できないか。 ○町営住宅の年齢制限を無くしてほしい。 ○職員の住環境の整備や通勤者への支援を要望する。 ○地域の多様な生活ニーズに広く的確に対応していただきたい。 ○事業所が安定的にサービスを提供できるように総合的な支援の実施を要望する。 ○災害時の機器をすべて備えることはできないため、地域で共同運用できる資機材と仕組みの整備を要望する。 ○行政の職員も小さなニーズが拾えるような余裕のある人員配置としてほしい。

(5) NPO 法人へのヒアリング結果

分野	意見・要望・課題など
事業所としてサービス提供する際に感じる事	<ul style="list-style-type: none"> ○障がい者や高齢者のサービスを受けられない、または受けられないが支援が必要な方等、サービスの狭間の方を既存のサービスにどうつなげるか。 ○高齢者の中には、この物価高騰の中、もう少し稼ぎたいという方がいる。
事業所の運営上の課題について	<ul style="list-style-type: none"> ○建物として事務所に問題が無いわけではないが、事業所で所有している建物が老朽化しているので、改修費用の積立てをしている。
事業所の人材確保について	<ul style="list-style-type: none"> ○人材は足りていないが、相談が主である仕事なので、経験のない方は採用できない。 ○若い方の住むための資源が少ない。若い方が住みやすいまちかというの難しい。近隣に市があるので、そちらに流れてしまう。
防災に関して	<ul style="list-style-type: none"> ○発電機を用意してある。普段から調理が必要な方向けにカセットコンロも用意しているので、災害時に利用できる。
地域福祉全般について	<ul style="list-style-type: none"> ○月形町をベースに地域福祉を考えるならば、障がい者、高齢者、困窮者、住まい、仕事、暮らしをコーディネートできる人材が必要である。
町への意見・要望	<ul style="list-style-type: none"> ○重層的支援体制整備事業を行わないのか。 ○子育て世帯を増やすか、中年層が住みたいと思うまちづくりをするか。 ○「便利じゃない豊かさ」をウリにする方法もあるのではないか。

第4章 計画の基本的な考え方

1. 基本目標

地域福祉は、誰もが住み慣れた地域で生き生きと生活していくために必要不可欠なものです。住民自身が住みよい地域をつくるために、地域の課題をみんなで解決し、またその過程で地域の良さを引き出していくことで、人と人、地域とのつながりが生まれます。

本町においては、依然として人口が減少し続ける中、少子高齢化が進み、高齢者世帯や核家族世帯の増加が目立つこと、さらに令和に入り新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、人の集まりや対面による交流が縮小されたことから、家族や地域において、つながりが薄れつつあります。

また、国内経済が安定せず、物価が高騰し続け、新たな生活困窮者を生む状態となっています。このような状況から、住民の抱える課題が多様化・複雑化し、細かい支援が必要であっても、行政だけでは対応できない、行政サービスや福祉サービスでは解決できない課題も増えています。自然災害時の支援も含め、そういった課題を解決していくためには、行政のほかに関係機関や地域の方々の力が必要になってきます。

本町に暮らす方々が“住みよい地域を、住みよい月形町をつくっていく担い手である”という認識をもちながら、多様化する生活課題を克服する住民の知恵によって、住み良さを実感できるまちへの取組みを進めることが大切です。

本計画では、子ども、高齢者、障がい者、生活困窮者をはじめ、住民一人ひとりがあたたかい心を持ち、支え合い・助け合いながらつながりを深め、企業や団体も含んだ地域が一体となってまちづくりを進めていくため、基本目標を以下のように設定します。

基本目標

ともに支え合う健やかなまちづくり

2. 施策の方向性

「月形町第5次総合振興計画」の地域福祉分野における主要施策に則り、本計画の基本目標である「地域で支え合い、つながりのあるまち」を実現するため、意識など土壌づくりの面、まちづくりの面、福祉サービスの面で、施策の方向性を次の通り定めます。

(1) 福祉のまちの土壌づくり

高齢化や、障がい者の社会参加が進む中で、誰もが福祉の担い手、受け手となり、また見守る目となる社会の構築が必要となります。福祉ニーズが急速に増大、多様化する現代においては、町民の自助努力と、町民同士の共助がまず行われ、自助や共助では不可能なことに、公的福祉サービスによる公助で補完するという原則を尊重していかなければ、福祉は持続することができません。

そのため、支えあう意識の高揚を図り、福祉の担い手の育成に努めることにより、自助・共助の土壌を醸成するとともに、地域福祉活動の舞台となる町内のあらゆる場所で、支え合い、助け合える地域づくりを進めます。

(2) 人にやさしいまちづくりの推進

住み慣れた地域で、安心・安全に暮らすためには、日常生活上の不安を解消することが必要です。人にやさしいまちづくりを行うため、防災・防犯、交通安全対策などについて、地域ぐるみで対応できる体制づくりを目指します。

また、高齢者や障がい者が安全に暮らせるよう、公共施設や公営住宅のバリアフリー化を推進するとともに、介護が必要な高齢者や、障がい者、生活困窮者の方が地域で安心した生活が送れるように、移動手段の確保や除雪サービスなど生活支援にも取り組んでいきます。

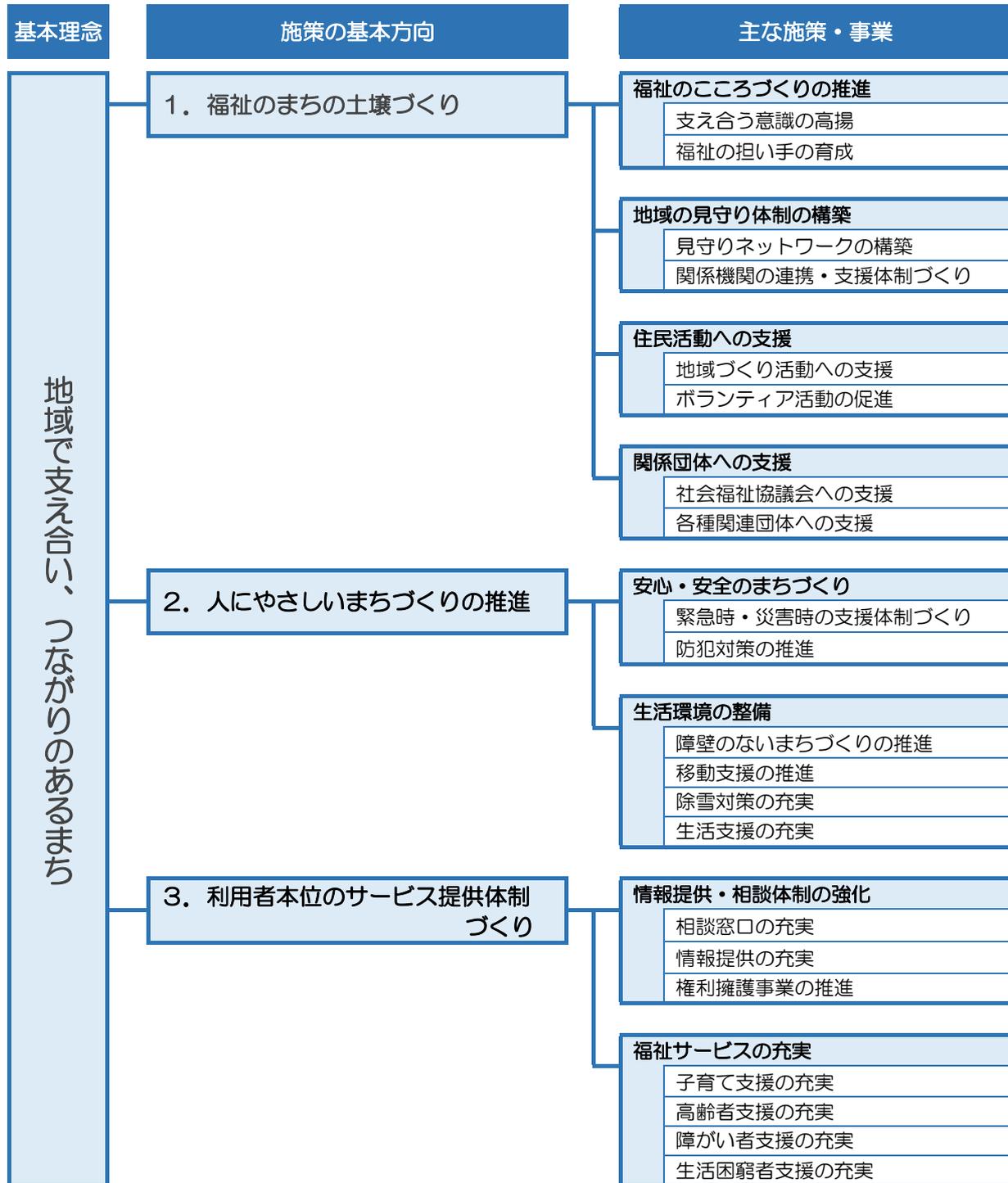
(3) 利用者本位のサービス提供体制づくり

公的福祉サービスは、本来、自助・共助を補完するものですが、福祉ニーズが増大、多様化する中、その役割は飛躍的に拡大しています。また、行政や社会福祉法人、NPO法人、福祉関連事業者など複数のサービス提供主体があり、サービスメニューも複雑化しています。

こうした中、利用者が真に必要なサービスを自ら選択し、質の高いサービスを安心して利用できるしくみが重要となっています。

そのため、高齢者施策、障がい者施策、子育て施策、生活困窮者施策など、分野ごとのサービス・事業をわかりやすく情報提供し、また、それらの分野を連携させた相談受け入れ体制や検討の場の整備を充実することで、支援が細かく行きわたり、すべての利用者がサービス・事業に満足できるよう、町民、事業者、行政が連携しながら、利用者本位のサービス提供体制づくりに努めていきます。

3. 施策体系



第5章 施策の展開

1. 福祉のまちの土壌づくり

(1) 福祉のこころづくりの推進

①支えあう意識の高揚

「地域福祉」の考え方は、「全ての住民が福祉の担い手であり同時に受け手でもある。」という認識の上に成り立っています。

地域に暮らす住民一人ひとりが地域に目を向けてもらい、地域で何ができるのかを考え、認識することができるように講習会等の機会を増やし、行政職員をはじめ住民の福祉に対する意識の高揚を図ります。

②福祉の担い手の育成

地域福祉の担い手として、さまざまな分野の方が活動しています。しかし、行政区やボランティア活動は、参加者の減少や高齢化、役員の担い手不足、固定化等といった現状がみられます。

今後、高齢者の生きがい、障がい者の社会参加、地域での子育てや見守りなどの拡充が求められ、その担い手の必要性は、さらに高まっています。

そこで、これからの地域福祉を進めていく上で「住民主体・住民参加」という原則に基づき、多くの担い手により支え合える地域づくりのためにも、さまざまな分野の人材育成を推進します。

取組みの主体	具体的な取組み
【自助】 町民に期待すること	<ul style="list-style-type: none">・あいさつ運動や声かけ運動の推進、地域の祭り、伝統行事、各種のイベントなどに積極的な参加する・福祉の理念や制度、歴史などに興味を持ち、学校や生涯学習の機会などで知識と理解を深める
【共助】 地域や関係機関・町が協働すること	<ul style="list-style-type: none">・町内会活動を活発にし、交流を深める・住民の希望や不満を聞き取り・地域活動が魅力あるものになるよう心がけ、参加者を増やし、担い手となる人材の育成・福祉サービス事業所の人材発掘と育成を行う・福祉への関心を高めるための研修会等の実施
【公助】 町が行うこと	<ul style="list-style-type: none">・広報・啓発活動に努め、町の行事などを通じて町民同士の交流を促進・地域での活動や支え合う意識を促進するため、行政区への支援・認定こども園、小中高校など、若い頃からの福祉教育の推進・情報共有のための会議を開催・福祉サービス事業所の人材の育成と確保に支援

(2) 地域の見守り体制の構築

①見守りネットワークの構築

本町では、地域見守り推進事業により要援護者・見守り対象者の名簿を作成し、各行政区、社会福祉協議会、消防などと名簿を共有し、安否確認など日頃の見守り活動を行ってきました。しかしそれだけでは十分とは言えず、地域住民による見守り活動がとても大きな役割を果たすことになるので、それぞれの地域の協力が不可欠です。

今後も地域見守り推進事業を継続して進めていくとともに、地域における見守り活動に支援を行っていきます。

②関係機関の連携・支援体制づくり

これからの福祉サービスは、福祉のみならず、保健・医療を包括し、生活という観点に立った総合的なサービスの提供が求められ、より一層の保健・医療・介護・福祉の連携が必要となっています。

本町では、地域包括支援センターが主体となり、介護保険関係事業所、社会福祉協議会、町立病院、保健係が参加して地域ケア会議を実施し、個別ケースの検討や高齢者の状況共有、新しい施策の情報伝達等を行っています。

また、社会福祉協議会が主体となる地域福祉ネットワーク会議の開催や、障がい者自立支援ネットワーク会議、共生のまち推進会議が設立されるなど、保健・医療・介護・福祉の連携の場が増えています。

今後もこれらの活動の活発化を図るとともに、地域の福祉サービスを必要とする方を保健や医療の現場からいち早く発見し、適切に対応するためにも、保健・医療・介護・福祉の人的ネットワークの充実と情報の共有化などを推進していきます。

取組みの主体	具体的な取組み
【自 助】 町民に期待すること	<ul style="list-style-type: none"> ・日頃から、隣近所とあいさつをはじめ、色々な交流を持つことで気軽に話し合える関係を作る ・地域に住む一員として、地域にどんな課題があり、身の回りの困りごとについて情報の収集に努める ・周囲に困っている人がいたら、相談窓口に相談するように促す
【共 助】 地域や関係機関・町が協働すること	<ul style="list-style-type: none"> ・安否確認など見守り活動を継続して実施 ・地域の課題や解決策などを話し合う場・機会の創出に努める ・行政区・町内会、民生委員・児童委員、障がい者相談員などは、連携して幅広く課題解決に取り組む ・地域福祉ネットワーク会議を開催し、地域の課題把握や情報共有を図る
【公 助】 町が行うこと	<ul style="list-style-type: none"> ・情報共有ネットワーク形成のための会議を開催 ・地域での声かけ、見守り運動などを促進するとともに、活動の支援を図る ・既存施設の有効利用などにより、地域住民が集まって情報交換や交流ができるような場の提供を検討 ・地域ケアの拠点として、地域包括支援センターの機能強化を図り、地域住民の保健医療の向上、福祉の増進を図る ・子育て支援、高齢者福祉、障がい者福祉の各分野において、保健・医療・介護・福祉分野の連携・協力体制を強化 ・多くの方に参加してもらえるよう会議や研修会の内容や開催時間を工夫する

(3) 住民活動への支援

①地域づくり活動への支援

いざというときすぐに頼れるのは“お隣さん”であり、普段からのご近所とのつながりが大切です。自分たちでできることは、自助の原則に基づき、自らの努力で解決を図ることが大切ですが、それでも解決できない場合や、困ったときに助け合える関係を近隣や地域で築いておくことが重要です。

共助の部分として、社会福祉協議会が中心となり地区でのサロン活動等を支援し、地域のつながりを強める等今後も、こうした取組みを継続するとともに、住民の相互扶助意識を高めつつ、様々な地域福祉活動に若い世代や現役を退いた中高年者などの参加促進を図り、活動の活性化と地域の支え合いの仕組みづくりを進めていきます。

②ボランティア活動の促進

本町でのボランティア団体の活動は、こども園や小中高校、各種地域づくり組織、福祉施設など多様な主体のもとで行われ、個人ボランティアは、町内のお祭りやイベントなどが主な活動の場となっております。

しかし、ボランティア活動を実際に行う成り手が減っていることが課題としてあげられます。

今後は、ボランティア団体による活動の一層の活発化を図るとともに、個人ボランティアのすそ野を拡大し、活動の場を充実させることが大切です。そのためにも、社会福祉協議会のボランティアセンターの活動に支援を行い、ボランティア育成と活動の活発化を図ります。

取組みの主体	具体的な取組み
【自助】 町民に期待すること	<ul style="list-style-type: none">・地域づくり活動へ積極的な参加・ボランティア活動に関心を持ち、各種ボランティア研修会や講座に参加・ボランティア団体や個人の相互交流を深め、情報の交換に努める
【共助】 地域や関係機関・町が協働すること	<ul style="list-style-type: none">・地域づくり組織での活動の中で、情報交換、声かけ・見守り活動、多世代による交流活動などを拡大・地域で行われているボランティア活動の広報を充実・ボランティアの積極的な受け入れ・地域でボランティア活動をしたい人と、ボランティアを必要とする人の円滑な橋渡しを促進・ボランティア育成のための体制を整備・ボランティア同士のネットワークの強化
【公助】 町が行うこと	<ul style="list-style-type: none">・既存の地域づくり組織による地域福祉活動の強化を図り、町の地域福祉力の向上につなげる・町民の理解を得ながら、引き続き行政区の再編を図る・町民のボランティアへの参画を促進し、ボランティアのすそ野の拡大を図ります。・社会福祉協議会の運営するボランティアセンターの支援を行います。

(4) 関係団体への支援

①社会福祉協議会への支援

社会福祉協議会は、社会福祉法において「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と規定されており、福祉活動への住民参加の支援、社会福祉を目的とする事業の企画・実施などを行う組織であり、住民一人ひとりが地域の中で安心して自立した生活が送れるよう様々な福祉活動を推進しています。

本町では、月形町社会福祉協議会が地域福祉を主体的に推進するとともに、町の委託を受け、見守り事業や除雪サービス、配食サービスなど多様なサービスの提供やボランティアの育成などに努めてきました。

今後も町と月形町社会福祉協議会は、車の両輪となって主体的な地域福祉活動を推進していくため、さらなる連携を深め、支援の充実を図っていきます。

②各種関連団体への支援

本町では、介護が必要な高齢者向けの施設や障がい者向けの施設を運営する町内の関係する事業所、また特定非営利活動法人コミュニティワーク研究実践センター、特定非営利活動法人サトニクラスと連携して町の福祉施策を進めています。

これらの関係団体は、利用者の方を受け入れ、それぞれの事業を行っていますが、施設の多くは、老朽化により修繕費用の負担が大きくなり、また人口減少に伴い、利用者の方が減少するなど、施設を取り巻く状況が年々厳しくなっています。町の福祉施策を進めていくために欠かせない存在である施設存続のため、施設の意見を聞きながら支援策を検討していきます。

取組みの主体	具体的な取組み
【自 助】 町民に期待すること	<ul style="list-style-type: none">・社協だよりなどによって社会福祉協議会の活動についての理解を深める・社会福祉協議会の趣旨に賛同し、会員となり、会の活動に積極的に参加する・町内のNPOの活動について理解を深める
【共 助】 地域や関係機関・町が協働すること	<ul style="list-style-type: none">・社会福祉協議会の活動趣旨、事業内容などを広く住民に周知・社会福祉協議会を中心に地域の諸団体が連携していくための指針となる地域福祉実践計画を推進・人材の育成や財源の確保など組織基盤の強化を図ります。
【公 助】 町が行うこと	<ul style="list-style-type: none">・社会福祉協議会との連携を強化するとともに、様々な活動を支援します。・社会福祉協議会、老人クラブや福祉団体など、各種団体とのネットワーク形成を図ります。・福祉関連事業者の連携を深め、町内の福祉サービスの充実を図ります。・町内のNPOが地域づくりの担い手となることを促進していきます。・関係団体の維持存続のための施策を展開

2. 人にやさしいまちづくりの推進

(1) 安心・安全のまちづくり

①緊急時・災害時の支援体制づくり

本町では、地域防災計画に基づいて災害時要援護者名簿を整備し、災害時要援護者に対する防災情報の伝達体制や避難誘導などの支援体制について定めています。

災害による被害を最小限におさえるためにも、こうした行政主導の避難誘導に加えて、行政区や自主防災組織などを主体とした地域での避難誘導活動が必要不可欠となっています。

また、災害発生直後に主体になりうるのは地域住民であり、近隣や地域ぐるみでの協力・連携体制を構築し、地域の力で要援護者を守っていくことが必要です。

②防犯対策の推進

誰もが安心して地域生活を送るためには、日頃から地域の防犯対策を万全にしておく必要があります。

一方、近年において高齢者をねらった悪質商法、強盗、詐欺などの犯罪や子どもをねらった犯罪が発生し、社会問題となっています。

犯罪のない安全で安心して暮らせる地域社会をつくるためには、防犯体制の強化とともに、地域ぐるみで犯罪の起こりにくい環境づくりに取り組む必要があります。

取組みの主体	具体的な取組み
【自 助】 町民に期待すること	<ul style="list-style-type: none">・非常持ち出し品を普段から準備し、避難場所や防災設備を確認・救急・救命処置などの講習会や避難訓練などに積極的に参加・災害時の安否確認に協力・ハザードマップから避難場所や避難経路を確認しておく・食料などの防災品を常備しておく
【共 助】 地域や関係機関・町が協働すること	<ul style="list-style-type: none">・要援護者情報を把握し、自主防災組織、民生委員児童委員、行政区・町内会などが協力して、日頃から支援活動の取組みを行う・地域の要支援者や危険箇所等の日常的な把握に努める・地域の見守り活動や防犯パトロールの実施を推進・行政や施設ぐるみの防災訓練実施
【公 助】 町が行うこと	<ul style="list-style-type: none">・定期的に避難場所や日頃の備え等について啓発・応急手当や消防訓練のPR 活動を行う・夜間の安全確保のため防犯灯の設置を推進・SNS を活用し災害に関する情報を迅速・的確に町民に伝える情報伝達体制を強化します。・「月形町安全で安心なまちづくり条例」に基づき、町内会を単位とした自主防災活動・自主防犯活動を促進していきます。・災害時要援護者名簿を随時更新し、災害時に迅速に対応ができる体制の整備を推進します。・サポートハウスの充実など、町民の自主的な防犯・地域安全活動を促進します。

(2) 生活環境の整備

①障壁のないまちづくりの推進

高齢者や障がい者をはじめ、すべての住民が安心して快適に生活するためには、公共施設や道路、多くの方々が利用する民間施設などが利用しやすいものであることが重要です。

本町では、公共施設や町立病院などの整備・改善をすすめてきましたが、バリアフリー化が行われていない、または整備しきれていない公共施設も残っています。

今後も、こうした取組みを継続し、新設する施設はもちろんのこと、既存の施設のバリアフリー化を進め、すべての人が快適に施設を利用できるようなまちづくりを推進していきます。

※ユニバーサルデザイン：文化・言語・国籍の違い、老若男女といった差異、障がい・能力の如何を問わずに利用することができる施設・製品・情報の設計（デザイン）のことで、まちづくりの観点では、歩きやすい道、移動しやすい交通手段、あるいはだれでもわかりやすい情報伝達方法等、ハード・ソフトの両面からのやさしいまちづくりという意味のことを指します。

②移動支援の推進

本町では、町民の広域的な生活交通を支援する公共交通の確保のため、町内を運行する路線バス4路線、民間ハイヤーに対し助成を行い、交通ネットワークの確保に努めています。また、町内における利便性の高い公共交通網の実現のため、廃止される中央バスに代わり月形岩見沢間の代替バスの運行、スクールバスへの一般町民の同乗や、定額運賃制による「おでかけハイヤー」で利便性の高い交通手段の提供に努めており、障がい者や高齢者に対しては、社会福祉協議会などによる福祉有償運送が活用されています。その他には、民間ハイヤーへの助成を行う事で地域交通の確保を行っています。

今後も高齢者や障がい者の生活活動範囲を広げていけるよう、これらの支援を継続し、また、障がい児の通所や人工透析のための通院に係る交通費の負担軽減のための助成についても継続していきます。

③除雪対策の充実

本町は、道内でも雪が多い地域であり、高齢者や障がい者の方にとって、雪かきや屋根の雪降ろしはたいへん困難な作業となっています。

このような状況に対し、社会福祉協議会では、生活支援の一環として除雪ボランティアの募集やマッチングを行っているほか、町では、福祉除雪サービスに代わり除雪費用補助や公共性の高い私道除雪に補助をしています。除雪を行う人材の高齢化に伴い、人材確保は年々難しくなっています。

高齢者や障がい者への除雪支援は、行政だけでなく地域住民の助け合いや企業の社会貢献活動もきわめて重要です。今後、地域の住民と連携協働し地域に根ざした除雪体制づくりを図ります。

④生活支援の充実

本町では、介護保険サービスの生活支援サービスの一環として、軽易な日常生活援助を行う訪問介護員派遣事業や、配食サービスを実施しています。また、社会福祉協議会では介護保険サービス外の生活支援サービスも実施しています。さらに平成28年に高齢者等生活支援協議会を設置し、社会福祉協議会に委託している生活支援コーディネーターとともに高齢者の生活の手助けとなるような事業について検討しています。

今後、高齢者や障がい者など、生活支援を必要としている人のニーズに合った事業を工夫し、充実化させていくことが必要です。

取組みの主体	具体的な取組み
【自 助】 町民に期待すること	<ul style="list-style-type: none"> ・バリアフリー、ユニバーサルデザインについて理解を深める ・外出時に困っている人がいたら、積極的に手を差し伸べ、援助する ・高齢者、障がい者の移動や外出支援などのボランティア活動に積極的に参加 ・降雪時には、自宅の前などの除雪を出来る限り行う ・隣近所で除雪に困っている人がいたら、可能な範囲で協力する
【共 助】 地域や関係機関・町が協働すること	<ul style="list-style-type: none"> ・道路の清掃や放置自転車などの通行障害物の排除などに努める ・できる限りユニバーサルデザインに対応した製品の使用に努める ・ガイドヘルパー（移動支援）などのサービスを周知し、利用促進を図る ・通院や買い物の付き添いなどのボランティア活動の充実 ・地域住民同士で協力し、安全第一で必要な場所の雪かきを行う
【公 助】 町が行うこと	<ul style="list-style-type: none"> ・公共建築物については、ユニバーサルデザインを取り入れ施設整備を図る ・誰もが使いやすいようにスロープの設置や身体障がい者用駐車場の確保など、既存の公共施設の整備・改修に努める ・住民の交通手段として、一般町民のスクールバスの乗車を継続するとともに、路線バスや民間ハイヤーの運行に対する助成、代替バスの運行 ・地域の高齢者、障がい者の移送ニーズを把握し、移送サービス事業を継続します ・町の公共施設や道路など除雪・排雪を適切に行います ・地域住民との協働による除雪体制づくりを検討します ・社会福祉協議会や福祉関連事業者と連携し、住民のニーズに合った生活支援のメニューを検討します ・生活支援サービスの充実に向けた取り組みを行います

3. 利用者本位のサービス提供体制づくり

(1) 情報提供・相談体制の強化

①相談窓口の充実

自分が抱えている悩みや不満を相談することができるだけでも、一人で思い悩むことから解放され、晴れやかな気持ちになることがあります。しかし、現状では、複雑化する制度に対し相談先がはっきりわからないといった意見も聞かれます。

今後は相談窓口の明確化と周知をしっかりと行い、高齢者や障がい者などへの相談支援については、地域包括支援センターや相談支援事業者などの専門的な相談への対応が可能な機関と連携しつつ、高齢者、障がい者、子育て、生活困窮の相談を総合的に受け付け、それぞれが横の連携をし相互に支援できる体制を整えていきます。

②情報提供の充実

介護保険制度、障害者総合支援法の改正などにより、保健・医療・福祉の制度・サービスは町民にとって、わかりにくい内容となってきました。

福祉サービスの利用を必要としている人が容易に情報を入手し、適切なサービスを選択することができるよう、広報誌やSNSの活用、パンフレット作成、各種講座・会合の機会などを活用し、制度・サービスについての情報提供に一層努めていきます。

③権利擁護事業の推進

認知症高齢者や知的障がい者の中には、財産の管理や日常生活で生じる契約など、判断が求められる行為を行うときに、判断能力が不十分なために不利益を被る人がいます。

また、高齢者や障がい者等への近親者、または支援員による虐待といったことを報道等で目にします。

このため、こうした人たちの権利を守るために、成年後見制度などを活用して、利用者の権利擁護をより一層充実していくため、国では権利擁護の中核機関設置を求める動きが強まっています。

本町においては、社会福祉協議会による「日常生活自立支援事業」や高齢者や障がい者の権利擁護を進め、国や北海道が主催する研修等に参加し、虐待防止対策や成年後見制度の普及・啓発、中核機関の設置の検討も含めて制度利用に向けた支援を充実していきます。

取組みの主体	具体的な取組み
<p>【自 助】 町民に期待すること</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 行政や社会福祉協議会、福祉サービスの事業所、医療機関などで何でも気軽に相談 • 町、社会福祉協議会、関係機関などが発信する情報への関心を深めるとともに、情報を積極的に活用 • 講習会などに積極的に参加し、障がい者や認知症についての理解を深める • 権利擁護に関する学習の機会に参加
<p>【共 助】 地域や関係機関・町が協働すること</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 子育て支援センターやケアマネージャー、福祉サービス事業者、その他の関係者も活動の中で相談に対応 • 相談を受けられる人材の育成に取り組む • 地域包括支援センター、社会福祉協議会や民生委員・児童委員、町の相談窓口との連携を図る • サービス事業者は、権利擁護に関する従事者の研修を行う • 虐待を発見した場合は、速やかに関係機関に相談
<p>【公 助】 町が行うこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 保健福祉課を拠点として、困りごとや福祉サービスの利用希望など、きめ細かい相談の実施に努める • 多岐にわたる相談や支援に総合的に対応できるよう、内部機関を含め、情報の収集や専門機関との連携強化に努める • 広報、町ホームページ、窓口などで発信する情報内容の充実を図ります。またSNSを活用した情報発信を進める • 成年後見制度の周知、情報の提供、活用に必要な支援を行う • 権利擁護の中核機関設置についての検討を進める • 虐待に関する知識の普及と虐待防止に努める

(2) 福祉サービスの充実

①子育て支援の充実

近年、人口減少に歯止めをかけるねらいもあり、令和5年に子ども家庭庁が設立され、国が主導する子育て支援対策が進行しています。

専業主婦家庭や母子・父子家庭等を含めたすべての子育て世帯への支援を行う観点から、地域における様々な子育て支援サービスの充実が求められています。

本町では、平成27年度から「子ども・子育て支援事業計画」として、制度改正への対応を行うとともに、月形町の実情に即した子育て支援の充実化を図っていきます。

②高齢者支援の充実

高齢者ができる限り住み慣れた地域で、その人らしく自立した生活を送るためには、介護保険サービスはもとより、高齢者の在宅生活を支える様々なサービスや支援が包括的かつ継続的に行われる必要があります。

本町では、「介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画」により、施設サービスの継続的な提供を行うとともに、増加を続ける一人暮らしや夫婦世帯の高齢者が、安心した暮らしを続けていけるよう在宅福祉サービスの充実を図っていきます。また、高齢者一人ひとりが介護保険サービスを含む様々なサービスや資源を活用しながら、継続的に支援が受けられる包括的なケアシステムの構築を町が中心となって推進します。

③障がい者支援の充実

障がい者が、地域で安心して自立した暮らしを営むために、必要なサービスを受けられる仕組みを構築するとともに、障がい者自身が必要なサービスを選択し、決定することが重要です。このため、障がい者のニーズや地域の資源や実状を踏まえ、障がい福祉サービスの整備を図る必要があります。

障がいの有無によって分け隔てられることなく、また障がいの種別やその程度にかかわらず、障がい者が必要とする福祉サービスの支援を受けながら、自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、「障がい者基本計画、障がい者福祉計画、障がい児福祉計画」により、障がい福祉サービスを充実させていきます。

④生活困窮者支援の充実

経済的に困窮し、最低限度の生活を維持できなくなるおそれがある方を対象とし、その自立支援を行うための施策を整備した「生活困窮者自立支援法」が平成27年4月から施行しています。

「生活困窮者自立支援法」では、福祉事務所がある自治体（都道府県や市など）が実施主体となり、総合相談窓口となる自立相談支援事業や、現在の「住宅手当」を継承する住居確保給付金、自立のための就労支援などの事業が推進されます。

本町においては、生活保護への対応を適切に実施継続するとともに、町内に存在する経済的な理由で最低限度の生活を維持できなくなるおそれがある方に対しては、道が行う事業を活用し、そらち生活サポートセンターや社会福祉協議会など関係機関と連携しながら、支援を行っていきます。

取組みの主体	具体的な取組み
<p>【自 助】 町民に期待すること</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 子ども・子育て、高齢者、障がい者、生活困窮者を支援するサービスや制度に関わる情報を収集し、内容の理解に努める • 困ったことがあった時には、役場の相談窓口や関係機関に気軽に相談する • 介護・介助の負担が大きいときには、無理せず公的サービスを利用する • 何らかの事情により経済的に困窮してしまった場合には、町の窓口相談する。
<p>【共 助】 地域や関係機関・町が協働すること</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 各種支援サービスについて、わかりやすく情報を提供することに努める。 • 町の施策と連携し、提供するサービスの質の向上に努める • 町民のニーズを汲み取るよう努める • 地域に経済的に困っている人がいたら、町の相談窓口相談するよう勧める • 生活困窮者を支援する制度の理解と周知に努める
<p>【公 助】 町が行うこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 重層的支援体制整備事業の検討 • 制度改正に円滑に対応し、町民に各種支援サービスを適切に提供できるよう事業を推進する • 町内の各種支援サービスについて、わかりやすく情報を提供することに努める • 地域ケア会議や障がい者自立支援ネットワーク会議を通じて、関係機関との情報共有と連携強化に努める • 生活困窮者自立支援法に基づいて、道が実施する事業を活用し、支援を行う

第6章 月形町再犯防止推進計画

1 計画策定の背景と趣旨

犯罪や非行をする人には、貧困や疾病、過去の生育環境の厳しさ等、様々な生きづらさを抱え、立ち直りに多くの困難があるために、再犯を重ねる人が少なくありません。

このような人の再犯を防止するためには、刑事司法関係機関による取組だけでは限界があり、社会復帰後地域社会で孤立させないよう、国や自治体、民間団体等が連携協力しながら息の長い支援を行っていく必要があります。

特に、福祉・医療・保健などの身近なサービスを提供する市町村の役割が重要とされ、平成28年12月に成立・施行された再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号。以下「再犯防止推進法」という。）に都道府県及び市町村に対し地方再犯防止推進計画を策定する努力義務（第8条第1項）が課されました。

月形町には、矯正施設である「月形刑務所」があり、また令和元年まで少年院「月形学園」も設置されていた経緯があり、犯罪者の更生保護にはある程度町民の理解があるものと思われます。

これらを踏まえ、新たな犯罪被害者を生むことなく誰もが安全・安心に暮らすことができる社会の実現に向け、犯罪をした人等が再び罪を犯すことがないよう適切な支援を受けて社会復帰し、各自が望む社会生活を営んでいけるよう、本章を「月形町再犯防止推進計画」として月形町地域福祉計画に内包し、一体的に施策を推進することとします。

2 計画の位置づけ

本章（月形町再犯防止推進計画）は、再犯防止推進法第8条第1項に定める地方再犯防止推進計画として策定します。

また、「月形町安全で安心なまちづくり条例（平成17年条例第28号）」に関する施策を推進するための具体的計画の一つとなります。

3 計画の対象者等

この計画において「犯罪をした人等」とは、再犯防止推進法第2条第1項に規定する「犯罪をした者等」のことをいいます。

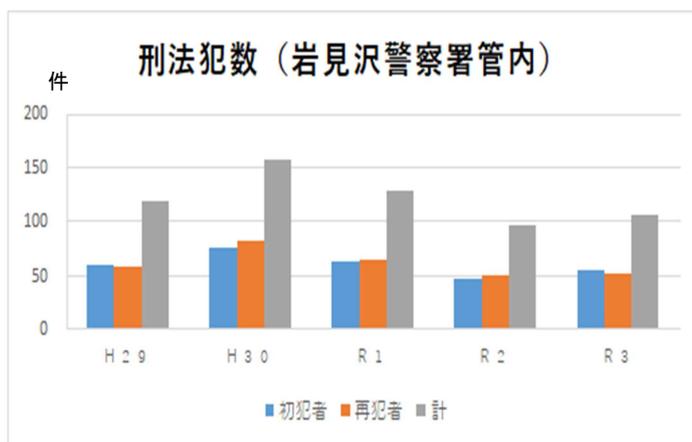
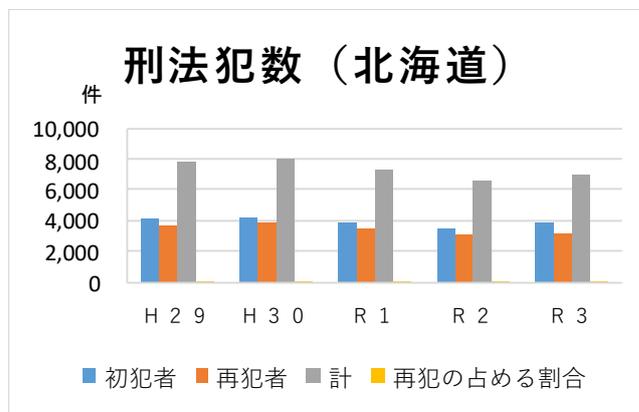
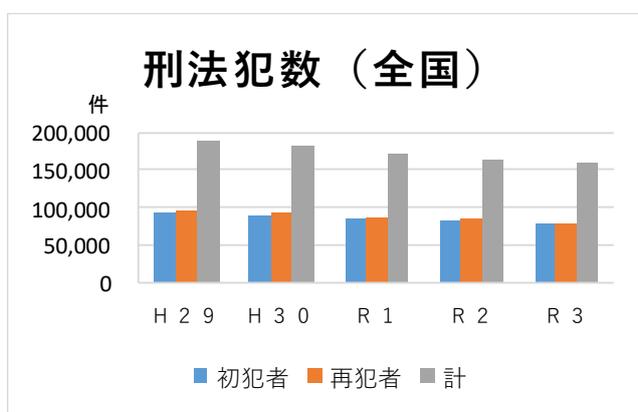
また、この計画を実現していくためには、町民全体の理解と協力が不可欠です。

4 計画の期間

第2期月形町地域福祉計画は、令和6年度に終期を迎え、新たに令和7年度から令和16年度を計画期間とする第3期月形町地域福祉計画を策定します。この計画に終期を合わせ、本計画の計画期間は令和16年度までの11年間としますが、必要に応じて計画期間中に見直しを行います。

5 犯罪の状況

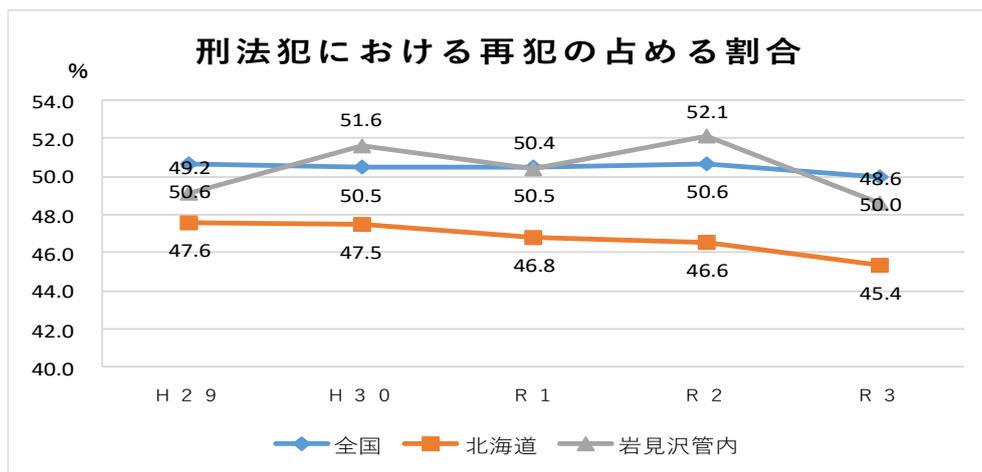
(1) 刑法犯数の推移（法務省矯正局提供データを基に作成）



刑法犯とは、警察庁がとりまとめている犯罪統計書に記載される検挙人数を指しますが、覚醒剤や大麻等違法薬物の使用や所持に関する検挙数は除いています。

刑法犯の総数は、全国的には徐々に減少傾向にあります。北海道の令和3年度の刑法犯数が増加しているのは、自転車盗と特殊詐欺が増加していることによるものです。

(2) 再犯率の状況（法務省矯正局提供データを基に作成）



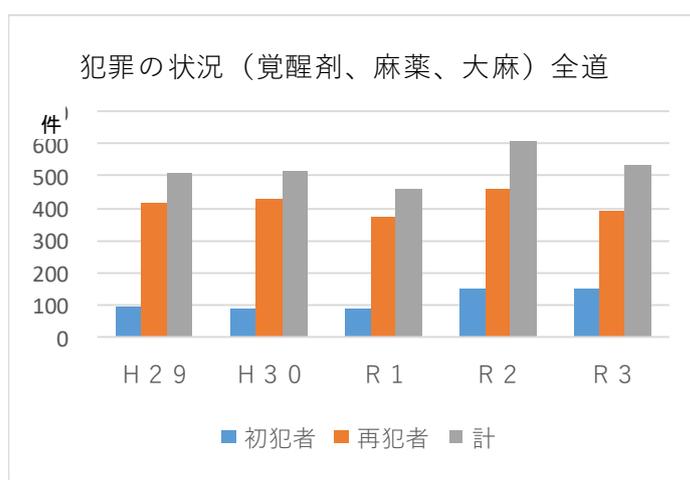
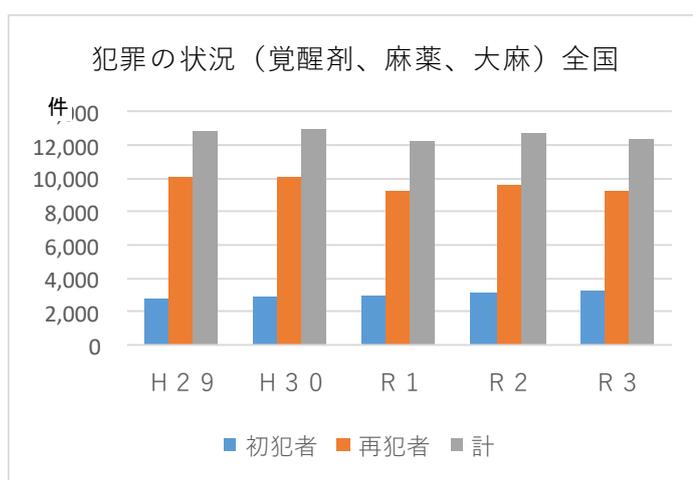
刑法犯に占める再犯の割合は、全国的にはほぼ横ばいで、全体の半数程度となっていますが、北海道での再犯割合は減少してきています。

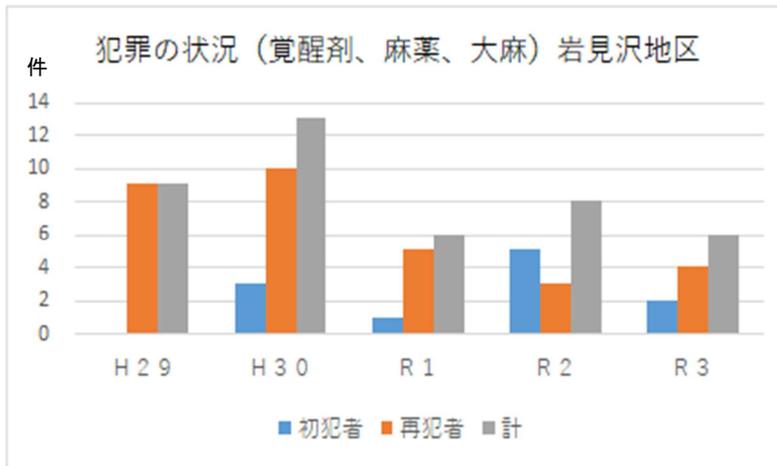
岩見沢警察署管内では、刑法犯の実数が少ないため年によりばらつきがありますが、再犯が刑法犯全体の半数を若干越える状態が続いています。

(3) 覚醒剤取締法、麻薬取締法、大麻取締法違反件数（法務省矯正局提供データを基に作成）

覚醒剤や大麻の使用や所持については、根拠法律が異なるため、刑法犯とは別に集計されています。

覚醒剤や大麻の取締法違反件数は、全国的に横ばいで、刑法犯と違い減少していません。また全違反者数のおよそ75%から80%が再犯であることが特徴です。





岩見沢地区の覚醒剤等の犯罪は多くはありませんが毎年検挙されており、再犯者が多数を占めている状況ですが、全国・全道に比べると初犯者の割合が比較的高くなっています。薬物に手を出さないよう、予防的な活動が必要です。

6 再犯防止への取り組み

(1) 国、道の取組

国は、平成29年12月に「再犯防止推進計画」を策定しました。

この推進計画の策定後5年が経過し、令和5年度新たに「第2次再犯防止推進計画」が策定されました。この第2次計画では、第1次計画の進捗状況に即して、7つの重点課題が設けられています。

- ア 就労・住居の確保
- イ 保健医療・福祉サービスの利用の促進
- ウ 学校等と連携した就学支援の実施
- エ 犯罪をした人等の特性に応じた効果的な指導
- オ 民間協力者の活動の促進
- カ 地域による包摂の推進
- キ 再犯防止に向けた基盤の整備等

北海道も、令和3年度から5年計画として「北海道再犯防止推進計画」を策定し、対策を進めてきましたが、国の第2次再犯防止推進計画の策定に合わせて計画を改正する予定です。

(2) 町の取組

国及び道が実施する施策に協力するとともに、月形刑務所をはじめ、保護司会、更生保護女性会などの地域の関係機関と密接に連携しながら、再犯防止にかかる啓発活動、対象者の早期発見、適切な支援へのつなぎ、生活困窮者支援などの取組を進めます。

なお、各種支援を行う際には、対象者の個人情報適切な取り扱いに努めます。

取組みの主体	具体的な取組み
【自 助】 町民に期待すること	・刑務所や保護司会、更生保護女性会等が再犯防止に果たす役割を知り、地域における再犯防止活動の推進に対して理解を深めます。

	<ul style="list-style-type: none"> • 地域の中で困っている人がいたら、相談窓口にご相談するよう助言します。 • 犯罪を犯した過去に向き合う人に偏見を持たず、地域に溶け込めるよう支えていきます。
<p>【共 助】</p> <p>地域や関係機関・町が協働すること</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 就労、住宅の確保 犯罪をした人等が月形町で生活を希望する場合は、そらち生活サポートセンターとも連携しながら、住宅確保や就労に関する必要な支援を行います。 • 高齢者及び障がい者への支援 犯罪をした高齢者や障がい者などで町の支援を必要とする人がいる場合は、各福祉施設や社会福祉協議会等と連携し、必要な保健医療・福祉サービスのすみやかな提供につなげます。 • 刑務所の受刑者に対する取組への協力 刑務所が行う各種改善指導等について、町内関係機関や社会福祉協議会と協力しながら、必要な訓練の場の提供、情報提供等を行います。
<p>【公 助】</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 再犯防止に関する啓発活動の推進 犯罪や非行の防止、犯罪をした人等の更生に対する理解を深めるよう、町民に対し、定期的に情報を発信していきます。 また安全・安心な地域社会をつくる全国運動である「社会を明るくする運動」を、保護司会と一緒に実施していきます。 • 犯罪防止教育の実施 薬物乱用やオレオレ詐欺などの特殊詐欺、暴力行為等に安易に手を染めることがないように、各学校・教育委員会と協力し、児童・生徒への犯罪防止教育を行っていきます。 • 関係機関との連携・協力 国、道のほか、月形刑務所、保護司会、更生保護女性会その他関係機関との情報交換を行い、再犯防止にかかる活動を支援します。 • 保護司会、更生保護女性会への活動支援 保護司会や更生保護女性会の活動に協力するとともに、補助金を交付し、更生保護活動が円滑に行えるよう支援していきます。